

# 考古学と文献史学

— 栗と漆をめぐる —

網野善彦

- 
- I. はじめに
  - II. 考古学・文献史学の協力
  - III. 栗について
  - IV. 漆について
  - V. むすび
- 

## I. はじめに

考古学と文献史学との協力関係が軌道にのりはじめたのは、1970年代後半から1980年代にかけてであろう。古代については平城宮跡の木簡の発掘がその重要な契機となったが、中世に即してみると、1967年に開始された越前の朝倉氏一乗谷遺跡の発掘当初は、考古学の側から文献史学の“成果”は余り発掘の参考にならないという感想がもられたように、両者の間にはかなりの距離があったのである。その溝が埋められる上で大きな意義のあったのが、1973年から本格的な発掘が開始された草戸千軒町遺跡の調査であり、遺跡そのものの位置づけ、木簡の解読など、さまざまな形で考古学と文献史学の交流・協力が行われ、やがて民俗学・民具学・地理学等もこれに加わり、1980年代以降、それはいわゆる学際的研究として急速に軌道にのるにいたった。

こうした協力を媒介する上で、神奈川大学日本常民文化研究所が『絵巻物による日本常民生活絵引<sup>1)</sup>』を再刊し、新版として世に送りだしたことは、大きな意義をもっていたといえよう。それは「絵を読む」新たな試みを強く刺戟して絵画資料学を大きく発展させる契機となるとともに、考古資料と絵画資料の関係についても、重要な手懸かりを提供する役割を果たし、学際的な協力を強力に推進したのである。

こうして1990年代に入るところには、このような研究の新潮流はもはや引き返し難い動向として定着し、中世の重要な遺跡について、さまざまな学問分野の協力によるシンポジウ

ムがひらかれるのは、恒例といってもよいほどになり、多くの成果が生まれた。帝京大学山梨文化財研究所が6回にわたって行ってきた「考古学と中世史研究—中世考古学及び隣接諸学から—」と題するシンポジウムも、毎回、200名前後の多数の参加者を得て活発な討論が行われ、多大な成果を結実させ<sup>3)</sup>、こうした考古学と文献史学の諸学の協力のあり方を考える上での貴重な経験の蓄積を得ることができたのである。

ただこのような総合的・学際的研究の行われる1つの契機となったのが、破壊されようとする遺跡の保存を求める運動であり、熱心な保存のための努力、その根拠となる学問的な研究にも拘わらず、破壊を阻止しえなかった上行寺東遺跡<sup>4)</sup>、一の谷中世墳墓群<sup>5)</sup>などのあったことも決して忘れることはできない。とはいえ、鎌倉の御成小学校内の今小路西遺跡<sup>6)</sup>や平泉の柳之御所遺跡<sup>7)</sup>のように、こうした学際的な研究の積み重ねに裏づけられた巾広い保存運動を通して、なお問題はのこっているとしても保存の方向が決まった場合もみられるようになり、今後は開発による破壊の後を追うのではなく、積極的に遺跡、資料の発見、その保存、公開のための多彩な努力を進める必要がある。

そしてそのためにも、これまでの種々の試みの中での失敗の経験を十分にかみしめ、将来の諸学のより一層緊密な協力のため、それぞれの分野で研究の在り方を模索する必要がある。ここでは、そうした点について気のついたことを2、3ふれるとともに、近年の考古学の発掘に刺戟され、中世史の分野に即して考えたことをのべてみたいと思う。

## II. 考古学・文献史学の協力

最近まで積み重ねられた経験を通して、この2つの学問の関係だけでなく、民俗学、地理学、美術史学等々の諸学の協力がきわめて有効であることは明白であるが、これは、それらの学問の各々が対象にしている資料・史料が人間の生活のさまざまな異なった側面をそれぞれにつたえているからにはかならない。

考古学と文献史学について見れば、前者の資料は基本的に人間の生活の進展の中で、さまざまな理由から遺棄・廃棄されて、土中に埋もれたことによって保存されてきたものであるのに対し、後者は文字を書くという人間生活の中での特別な時間に作成された史料であり、現在までなんらかの理由があって保存され、伝来してきたものを対象としている。もとより、木簡、紙背文書、襖下張り文書のように、考古資料と同様、廃棄されたものが偶然の事情で残った文字史料もあり、逆に意識的に保存・伝世されてきたものも、考古資料として扱われる場合があるが、文字か非文字かという点に、この2つの学問の違いがあり、またそこに協力の有効性の客観的根拠があるといえよう。

しかしそれだけに、それぞれの資料・史料の持つそれとしての特質、個性を学問的にと

らえること、各々の資料学、史科学の確立が必須の課題であり、その成果を諸学が相互に理解し尊重することが、異なる学問の協力を実り豊かなものにするためには必要と考える<sup>8)</sup>。

これまで考古学と文献史学との協力は、多くの場合、開発の過程などで突然、地下から姿を現した遺跡について、文献史料を通じてその位置づけをできる限り明らかにしていくという方向で進められ、それなりの成果をあげてきた。前述した上行寺東遺跡、一の谷中世墳墓群の場合はまさしくそうした事例であり、ついに破壊はまぬがれなかったとはいえ、六浦、見付の都市としてのあり方を明らかにする上で大きな成果をあげるとともに、今後の遺跡保存への道、その前提となるべき地域と緊密に結びついた調査・研究の必要など、貴重な経験を残した。

長い調査を終えた草戸千軒町遺跡も、それ自体の保存はできなかったとはいえ、県立歴史博物館での復元展示に結実した多大な成果をあげており、こうした経験と成果が前述した平泉や鎌倉などの遺跡の保存、研究に大きく生かされていることは間違いない。そして最近、国立歴史民俗博物館によって行われた津軽十三湊遺跡の発掘は、開発による他律的な発掘ではなく、事前の地理学・文献史学等の方法を通じての調査により、積極的な学術調査として実施され、市浦村・青森県一自治体にその仕事がうけつがれて大きな成果をあげつつある<sup>9)</sup>。

もとよりこれらはほんの一部の事例にすぎず、各地で活発に進められている発掘調査、それを基礎においた諸学の協力による研究は、すでに分厚い蓄積を持つにいたっており、中世に即しては、前述した帝京大学山梨文化財研究所によるシンポジウムや、毎年1回の研究集会をひらいてきた中世都市研究会<sup>10)</sup>などによって、その集約、総括の努力が行われているが、今後、さらに多方面でこうした試みが進められる必要があるだろう。

ただこれまでの私の負しい経験によってみると、考古学と文献史学などの諸学の協力は、多少の距離をおいた場合、多くは円滑で、実りある成果をあげることができているが、さらにふみこんで、一旦、具体的な対象に即して共同の調査を進めようとする、それぞれの方法、視点の違いが表面化し、摩擦をよびおこして、各々の分野はそれなりに成果を収めることができても、協力によって得られるはずの十分な力を発揮しえないままに終わる場合もありうる<sup>11)</sup>。

これはやはり前述したように、異なる資料・史料を対象としている学問相互の理解をさらに深めることによって克服しようと私は考えているが、今後こうした本格的に密着した諸学の共同の調査・研究はさらに推進される必要があり、失敗から学び、それを成功に転じて、よい事例を積み重ねていく必要があるだろう。

そしてそれとともに、互いの成果から学びつつ、自らの分野でなしうる仕事を積み重ね、

共同で仕事をしうる舞台をひろげるための努力をたゆまず進めておくことが大切であり、ここではそうした立場から最近気づいた具体的な事例にふれておきたいと思う。

### Ⅲ. 栗について

三内丸山遺跡の発掘の成果は、単に縄文文化の再認識というだけでなく強烈な影響を歴史学全体に与えたといつてよかろう。その1つに、なお議論の余地が残っているといわれてはいるが、栗の栽培が行われていたという衝撃的な報告が提出されたことをあげることができる。

私自身はこの報告をむしろきわめて自然にうけとめたが、それは古代・中世の文献の上でのこれまでのボンヤリとした知見からだったと思われる。しかしあらためてそれを確かめてみようとしたとき、これまで古代・中世の栗に関する文献史学の側からの研究が管見の限り、木村茂光氏の「林」をめぐるすぐれた研究を除き、見当たらないことに気づいたのである。そこでここでは、木村氏の論稿と重複する点も少なくないが、私のこれまでに知り得た限りの栗に関する中世前期までの史料に基づいて、当時の社会の中での栗の果たした役割を考えてみたいと思う。

まず、栗の文書・記録等への現れ方が、基本的に「栗林」としてである点に注目する必要がある。ただ、『日本書紀』神功皇后紀元年3月5日条に多くの血の流れた「狭狭浪の栗林」を「クルス」と読んでいることに注意すべきで、それは履中天皇即位前紀の「攪食かきはみの栗林」でも同様であった。

しかし、「クルス」は、一方で「栗栖」と表記され、別に詳述したように<sup>13)</sup>、山城国田原御栗栖、丹波国御栗栖は、きわめて古い起源を持つ天皇家直属の栗栖として栗を貢進しており、平安末期以降はそれを基盤として甘栗供御人といわれた栗売が活動していた。またそれとは別に平安初期の文書にも、承和12年(845)12月5日、紀伊国那賀郡司解(『平安遺文』1-79)に「北至紀朝臣真公栗栖」、仁壽4年(854)6月10日、紀伊国在田郡司解(同上1-115)に「東至栗栖島」、元慶7年(883)9月15日、河内国観心寺縁起資財帳(同上1-174)に「西限公田并故伴雄堅奘宿禰栗栖」のように、四至を限る地として現れ、特定の個人と結びついていることが多いが、平安後期以降、頻出する「栗林」とは一応区別されているように見える。<sup>14)</sup>

その「栗林」は鎌倉期にかけて、山城国賀茂荘、山田郷、禪定寺、河内国高田荘高田村、和泉国日根荘、伊賀国夏見郷、薦生牧、伊勢国上宇羽西村、越前国泉郷、丹波国大山荘、野口荘、国分山本、出雲国鱒淵寺、播磨国矢野荘、備後国大田荘、安芸国佐東郡、三田郷加津見村、風早郷、三入荘、三田新荘、入江保、紀伊国阿弋川荘、隅田荘、筑前国朝町村

など、西国に広く見出しうるが、文永10年（1273）6月4日、紀伊国阿弭河荘在家等検注目録案<sup>15)</sup>に、在家93字、畠21町8段30歩にたいし、桑1980本、柿598本、栗林31町70歩、漆32本が記載されているように、田、畠、在家、桑、芋、漆、柿などととも、栗もまた荘園、公領において検注の対象とされた。そしてこの場合や文永11年2月17日、安芸国入江保本田畠年貢散用状<sup>16)</sup>に、「栗林七丁三反半」に対する「分地子」の散用が行われ、永万2年（1166）2月日、備後国大田荘立券文学<sup>17)</sup>に、田畠、在家、桑とともに、「栗林式町捌段」があげられているように、栗林は桑、漆、柿などが「本」数で数えられているのに対し、基本的に町段歩の面積で掌握されている。

このこと自体、栗林が人為的に栽培、造成されたことを示しているということもできるが、実際『日本書紀』持統天皇7年（693）3月17日条に「詔して天下をして桑、紵、梨、栗、蕪青等の草木を勧め殖えしむ。以って五穀を助くとなり」とあるように栽培が奨励されており、大同元年（806）8月25日の官符にも、「但、宅辺側近元来加功、栽栗為林者、准上條量貴賤許之」とあり、そうした栗の栽培、林の造成の行われていたことは明らかである。

しかしそれは食糧として栗の果実を採集するためだけではなかった。『三代実録』貞観8年（866）正月20日条に「鹿嶋大神宮惣六箇院」の20年に一度の修造に必要な材木の調達のために、これまでも造宮の材木として多く用いてきた「易栽亦復早長」の「栗樹」を「宮辺閑地」に「五千七百樹」、それに「椶樹卅四(万)株」を栽えることとしたとあるように、栗の樹は建築用材としても用いられ、栗林はその調達のために造成されたのである。

また永治元年（1141）、山城国山田牧の住人たちが弓箭を帯し、斧をもって賀茂荘の「栗林垣廻等」を「切滅焼払」（『平安遺文』6-2453）、正元元年（1259）11月11日、源国元が伊勢国上宇羽西村の「栗林垣」という字の畠地を沽却しているように<sup>18)</sup>、栗林は垣としての機能も果たした。

栗林が荘園・公領の構成、地頭、荘官などの所領の中で、それなりの比重を持つ地種としての位置づけを持ち、ときにさきの山城国の事例のように相論の対象ともなったのは、その多様な機能が生活の中で必要とされていたからで、それは恐らく三内丸山の時代—縄文時代—toまで遡ることのできる栗林の役割であったに相違ない。

しかし、栗林に対する賦課は古代以来、果実であった。『延喜式』主計式によってみると、諸国の中男作物の中で、丹波、因幡が平栗子、丹波、但馬、美作、備中が搗栗子を進めており、宮内省式の例貢御贄でも、丹波が平梶子、但馬、播磨、美作が搗栗子、大膳式でもほぼ同じで、因幡の搗栗子が加わっているが、いずれも果実を貢進している。平安末期から中世に入ってから同様であり、町段歩の面積で掌握された栗林には、反別の地子として栗が賦課されたのである。

例えば仁治2年(1241)5月日、丹波国大山荘領家年貢請文案に「林地子搗栗老石」とあり、「済物」の中に「甘栗四升 生栗伍斗」が見え、建久4年(1193)9月日、紀伊国阿弋河下荘所当注進状案に「栗林貳拾町 所当かち栗貳斛」とあり、反別1升の栗が賦課されており、さらに前述した安芸国入江保の栗林については「定林四丁九反半」に「分地子二石九斗七升」、反別六升の栗が賦課され、搗栗と栗代として大々豆が京進されている。

また正応2年(1289)正月23日の沙弥某讓状<sup>20)</sup>には安芸国の田所氏の所領として、「栗林二丁」等が書き上げられ、「栗林地子搗栗五合」とあり、やはり地子として栗子が徴収されていたのである。

そして入江保の栗は一部、大豆を代物としているが、やがて13世紀後半から14世紀にかけて、荘園・公領の年貢・公事の代銭納が行われるようになると、建武元年(1334)の備中国新見荘東方地頭方損亡検見并納帳<sup>21)</sup>に「一栗納貳斗」の代銭175文が記載されているように、栗も市庭で売却され、銭で納められるのがふつうとなっていくと思われる。

このように食糧として有用な果実とすぐれた材木を産出し、住居をまもる栗林は、列島社会に生きる人々に、きわめて古くから、少なくとも14世紀までは非常に重要な意味を持っていたことは、文献史料によって見ても明らかであり、代銭納が進んだため、例えば播磨国矢野荘の年貢散用状<sup>22)</sup>に、14世紀から15世紀にかけて「栗地子」1石9斗8合の代銭200文が定形化した記載として見られるような形でしか栗林が文書に現れなくなる15世紀以降にも、その生活の中での役割は変ることがなかったと思われる。

そのころには京都に丹波屋という丹波国甘栗供御人の流れをくむ商人がいたように<sup>24)</sup>、栗は各地で商品として売られたに相違ないし、栗の樹木も百姓の日常の建築用材としての役割を果たしつつあったであろうが、それは中世以降の林業—材木・樽の生産と流通の中であらためて位置づけられなくてはならない。

ただ、『延喜式』から中世前期までの栗の貢進国、栗林を持つ荘園・公領は西国諸国に分布しており、東国にはみられない。これがどの程度まで実態を示しているのか、制度上の問題がそこにあるのか否かについて、考古学、民俗学、植物学等の視点を通して検討してみる必要があるだろう。

また、搗栗子は「勝栗」に通ずるとされ、15、6世紀から武将に重んじられ、各地の武将の邸宅を遍歴した桂女—勝浦女も、鮎とともに勝栗を持参している<sup>25)</sup>。こうした栗に関わる民俗をふくめて、栗については研究の余地が広く残っていることは間違いない。

#### IV. 漆について

かつて若狭の鳥浜貝塚から出土した漆塗の美しい櫛をはじめとする多くの漆器がわれわ

れの目を驚かせたが、三内丸山の漆器はその膨大な量といい、技法の高度である点といい、それを凌ぐものがあるだけでなく、漆の木についても栽培の可能性を十分に予想しうるほど、漆と漆器の生産が日本列島の社会にきわめて古くから根を下し、人々の生活と深く結びついてきたことを鮮明に証明した。

従来、漆については桑とともに令制（田令16）に上戸、中戸、下戸それぞれに一定の根数の栽培が規定されていることが知られていたが、調の絹、施、糸や調副物の漆などから中央への貢上品との関連を想定し、諸国で作成された桑漆帳にふれて「中国の桑や楡や漆が民間の生活とも深くつながっていたらしいのに比べて、日本令の桑や漆は、もっぱら貢上に重点があったと見られる」とされてきた<sup>26)</sup>。また令制の漆部司に属した漆部、『延喜式』内匠寮式に見られる「漆供御雑器」「朱塗器」などの製法に注目し、漆器製作は令制に組織された高度の技術を身につけた漆部・漆工などの職能民によって専ら担われてきたと考えられていた。

しかしさきの縄文時代の発掘成果は、この見方を根底から覆すものといわなくてはならない。漆の栽培は単に貢上品のためだけでなく、百姓の生活と間違いなく深く結び付いていたのであり、漆器の製作も決して一部の職能民のみの身につけたものだけでなく、広く百姓の中にも広がった技術を背景に持っていたと考えられる。

これは桑と養蚕、絹織物に即しても全く同様であるが、これについて立ち入るのは別の機会にゆずり、ここでは漆について、中世まで視野をひろげて考えてみたいと思う。

大同2年（807）正月20日の太政官符は、諸国の進める桑漆等帳が実態を記していないことを指摘し、今後、桑・漆を殖えることにつとめ、毎年、実状を巡検して報告すべきことをきびしく命じた天平2年（730）5月6日の格を引用し、七道諸国に桑・漆の催殖を令しており、弘仁8年（817）12月25日の伊勢国多気・度会両郡の雑務を大神官司に預けた太政官符<sup>27)</sup>には、両郡の桑・漆の実態がさきの天平2年の官符によって記されている。それによると、多気郡には桑136,532根、漆10,773根（見実1140根、無実9,633根）、度会郡には桑58,450根、漆13,040根（見実707根、無実12,333根）となっており、桑の本数がきわめて多く、後年、絹の産出国として世に知られた伊勢の実情をよく示している反面、元来、自然条件が不適応なためか、漆は無実が多く、見実は本数の8パーセント弱しかない点が注目される。

実際『延喜式』主計式によってみると、中男作物として漆を貢進している国は、美濃、上野、越前、能登、越中、越後、丹波、丹後、但馬、因幡、備中、備後、筑前、筑後など、ほとんどが日本海沿海諸国であり、それは平安後期以降も同様であった。

例えば周知の永祚2年（988）11月8日、尾張国郡司百姓等解<sup>28)</sup>に漆は丹羽郡の土産とされ、蔵人所の召物として3、4斗ほど貢進していたのを、藤原元命が十余石を加徴したこ

とが問題になっており、尾張でも漆が土産であったが、永承3年(1048)壬正月13日、越中国前雑掌射水成安が米60石の代として漆6升を東大寺封物として送り(『平安遺文』3-656)、伯耆国雑掌秦成安も応徳2年(1085)から同4年までの東寺封物の一部に「黒漆合子二百口」をあげている(同上4-1286)。また永万元年(1165)6月日、神祇官諸社年貢注文の中で、越前国大虫社が眞漆1斗、越後国上生田社も眞漆1斗を貢進しており、天福2年(1234)8月日の慈源所領注文<sup>31)</sup>に無動寺領として見える隠岐国村莊が所当漆1斗を負担しているように、中世でも日本海沿海の北陸・山陰諸国が漆の貢進国であった。

そして中世の荘園公領制の下においても、漆は桑とともに古代の制度を継承し、本数を単位として検注の対象となっている。例えばさきに文永10年の阿弓河上莊の漆32本にふれたが、それは建久4年(1193)9月の同莊在家・畠検注目録まで遡りうる。

また備中国新見莊は漆の産地として16世紀まで京都に知られているが、建治元年(1275)7月27日、同莊西方漆名寄帳<sup>33)</sup>によって見ると、漆は名ごとに本数を単位に検注されており、西方には3589本の漆の木があって1本につき1夕2才5厘の漆が賦課され、全体で4斗4升8合6夕2才5厘の分漆が徴収されていた。

また正中2年(1325)の同莊東方山里畠実検収帳<sup>34)</sup>にも、百姓の畠地1筆ごとに桑とともに漆が本数で記載され、それぞれに大中小と注記されている。桑が大中小に分けて検注され把握されていることは明らかなので、漆の場合も同様であったと思われ、東方の漆は概算4596本に達する。このように新見莊は西方＝領家方、東方＝地頭方を合せて8185本の漆の木を持つ荘園だったのであり、この莊が漆によって広く世に知られた背景をよく知ることができる。

しかし漆の場合、例えば陸奥国では貞応2年(1223)12月6日、僧栄秀讓状<sup>35)</sup>に乳牛郷内福王寺極楽寺別当職の所領として、僧房、在家、田畠、山林、山手炭と「漆山」が見出され、延応元年(1239)12月22日の小川西念等連署證状に「たやしき」と「うるしさいけ」<sup>36)</sup>が見え、さらに建久9年(1198)9月日の橋兼隆注進状<sup>37)</sup>の備後国大田莊桑原方下司得分の中にも「堀内漆搦取」とあり、一方では山として、他方では屋敷内にある木としてとらえられる場合があった。

実際、前にあげた文永11年(1274)の安芸国入江保の算用状<sup>38)</sup>に「漆一壺進畢」とあり、嘉元3年(1305)2月日の金峯神社に關係すると見られる春藝雜公事定文<sup>39)</sup>に「ウルシー升」「ウルシー合、又一サラ」と見え、鎌倉末期の金沢貞頭の書状<sup>40)</sup>に二階堂忠貞から「漆一多留」が進められてきたことや、隠岐からと見られる漆の記事のあることなどから見て、漆は贈答品として珍重されたものと推測される。

建武元年(1334)の新見莊東方損亡検見并納帳<sup>41)</sup>によって、年貢の米、大豆、粟、蕎麦等の穀物は市庭で和市に即して売却され、桑代や栗、吉野一高瀬村の鉄も、みな錢に代えて



納められているが、紙と漆は現物のままで納められ、漆は後述する現地での支出を除き、残りは京都に船に積んで送られている。これは15、6世紀になっても同様に、漆は小桶・大桶、あるいは中指桶などに入れて、商人に託し、現物が東寺に送られており、漆の特産品としての特質をここにうかがうことができよう。

またこうした漆を採取する漆掻は、新見荘の場合は百姓たちがそれぞれに行ったと考えられるが、弘長2年（1261）3月1日、越中国石黒荘弘瀬郷の雑掌幸円等と地頭定朝等の相論を裁許した関東下知状<sup>43)</sup>によると、地頭が預所によって地頭名の漆を掻き取られ、押取られたと主張したのに対し、雑掌は漆掻は預所の下人であり、免田を引募り、漆を掻いて預所方に進済するのが先例と反論している。

とするとこの漆掻は「職人」としての立場を保證されていることになるが、地頭側は漆掻は両方の役人で、漆掻役としてこれを掻き、領家分4合8撮、預所・地頭各1盃を配分してしているのだと主張しており、これは百姓の役であることが前提になっていると思われる。

いまのところ職能民としての漆掻については、他に事例を見出していないので、結論は保留するほかないが、恐らくここで相論の対象となっているように、両方「職人」的漆掻と百姓役としての漆掻がありえたと見てよからう。

しかし漆を塗る塗師、漆工は間違いなく「職人」であった。令制の漆部司の漆部の流れをくむと見られる漆工は『山槐記』安元々年（1175）8月16日条の「道々細工」の中に見られる「塗師造物所官人代中原有貞」や同上、元暦元年（1184）8月22日条の細工所の漆工右衛門少志源良直、同じく右衛門少志中原永盛のように、官司に属して宮廷の行事に奉仕している。鎌倉中期、四一半打で罪科に処されようとした興福寺一乗院家新座漆工影宗<sup>44)</sup>のように、こうした塗師、漆工たちは本座・新座に組織されて天皇家、大寺社に属していたと考えられる。

興福寺金堂供養料舞台の雁齒・高欄に関わった細工人として、銅細工とともに、宗家を大工職とする友行、西阿、安光、又二郎、貞二郎等の漆工<sup>45)</sup>が見られるが、これらの人々がそうした漆工座の成員であったろう。

とはいえ漆工は、決して京都、奈良などの天皇家・大寺社と結びついた集団だけでなく、諸国の荘園・公領に給田を保證され、轆轤師とともに地域で漆器の生産に当たる塗師もいたのである。

建久8年（1197）の香取神宮の遷宮に当たって、行事に加わった人々の中に、銅細工、仏師などとともに轆轤師と漆工の見えるのはその一例であり、寛喜元年（1229）11月2日、出雲国杵築社正殿日記<sup>47)</sup>に「御神宝所道々細工等食物作料銭并轆轤師・塗師等事」という1条のあるものも同様であろう。

また、さきに漆掻をめぐって雑掌と地頭の相論が行われた越中国石黒荘弘瀬郷の宝治2年(1248)の内検帳<sup>48)</sup>には「六呂師一反半」が見え、轆轤師集団のいたことの知られる越前国の元応のころの坪江上郷にも1町の給田を保証された塗師のいたことを確認することができる<sup>49)</sup>。

さらに前述した備中国新見荘には文永8年(1271)7月の惣検作田目録<sup>50)</sup>に6段、同10年11月の西方作田目録<sup>51)</sup>では3反30歩の給田を認められた轆轤師の集団が活動していた。

前にあげた建武元年の東方損亡検見并納帳<sup>52)</sup>によると、前年に荘に下向した寺家の使四郎は、恐らく東寺の命をうけて、この轆轤師(六呂師)と荘内あるいは近辺の塗師に、食物として5斗6升3合の米、3升1合の漆、1貫4百文の銭を渡して、漆器の製作を行わせている。しかし、康永3年(1344)12月日の伯耆国美徳山領温谷別所検注目録によって、田地段別50枚の合子が年貢として賦課されていることを知りうるように、木器生産もまた百姓によって広く行われていたことを見逃すわけにはいかない。

このように漆器の生産は、中世においても北陸・山陰諸国など、日本海沿海諸国を中心に、地域社会で広く活発に行われていた。京郡・奈良等の漆工集団もそうした社会の動きを背景にしていたのであり、縄文時代以来の技術は弥生時代以後に減びてしまったどころか、社会に深く根づいて中世以降もすぐれた工芸品として結実していったと考えなくてはならない。

## V. むすび

これまでの列島社会についての常識的理解には、いくつかの点で大きな偏り、誤りがあったかと私は考える。

その1つは、弥生時代に稲作が列島西部に流入しはじめてからの社会は、少なくとも江戸時代まで、水田ないし穀物を栽培する畠地の開発を原動力として社会的な生産力が発展し、社会が進歩するととらえ、それ以前の縄文時代以来、弥生時代以降をふくめて列島社会に広く行われていた漁撈、製塩、狩猟、採集、そして多様な素材の加工技術等の多くは、やがて衰退していく遅れた技術であり、たとえ生命を長らえたとしても、社会構成全体の中では副次的な役割しか果たさないとする見方である。

この見方がきわめて根強く研究者の中にあるために、多彩な非農業的な生業についての真剣な研究は、戦前の西岡虎之助氏、戦後の戸田芳実氏などの努力によって、多少とも成果があげられてきたのを除くと、ほとんど行われておらず、その実態が十分に解明されぬまま、放置されてきたことも否定し難いといわなくてはならない。

またもう1つは、例えば本稿で言及した漆器、木器などの製作をはじめ、各種の織物、

製紙、製陶、さらには製鉄、鉄器生産、製材、製炭、製塩などの多様な技術を、もっぱら専門的な職能民、とくにいわゆる「渡来」系の人々を担い手と解する傾向のあった点である。私自身もこうした見方から全く自由ではなかったが、中世はもとより、近世においても「百姓」はそのまま農民なのではなく、多くの非農業的な生業を主として営む人々を含んでいたという事実を前提としてみると、この見方はやはりきわめて一面的といわざるをえないのである。

平民の—百姓的な漁業、製塩、製紙についてはすでに別に言及し、漆器、木器についてはこの稿でもふれたが、絹織物、織布をはじめ、焼物、鉄、鉄器、さらに薪、炭、木材の生産、建築についても、百姓自身が携わっていたことは間違いないところで、職能民集団の保持する高度な技術は、こうした百姓的、平民的な技術を広い基盤とし、それに支えられることによってはじめて発展しえたと考えなくてはならない。

実際、これまでは、領主の所領として史料に田畠1町と「在家、苧、桑、所従、牛馬」があげられているにも拘わらず「在地領主の構造」は「田畠、所従、在家の三要素から成るとして、苧、桑、牛馬がなぜか無視されて切り落とされても<sup>55)</sup>、なんの疑問も出されなかった。また田地に「地子」として絹が賦課され、在家、畠、桑、栗林、柿、漆、苧などによって構成されるとともに材木を産出する荘園<sup>56)</sup>の百姓についても、これを「農民」と規定するのみで、材木に関しては多少の研究はあるとしても、桑、栗、柿、漆などに即した独自の追究はほとんど行われてこなかったといえよう。

このように、研究の分野自体がさきの偏った見方の影響を強くうけ、広大な空白をつくってきたことは明らかであるが、考古学の近年の発掘成果により、こうした偏りが否応なしに修正されつつあることは間違いない。この稿でもそれに刺戟されて、多少の試みをしたが、文献史料の新たな視点からの徹底した見直しを推し進めることによって、考古学との協力の分野はさらにひろがり、民俗学、民具学、美術史学、建築史学と協力すべき問題も新たに<sup>57)</sup>見出されるであろう。

そしてそうした諸学の共同の努力を通して、空白を埋め、偏りを正して、1日も早く正確な列島社会像を描き出しうる条件をつくり出すことが、この分野の研究に携わる研究者の肩にかかった重い責任であり、それを果たすべく努力をつづけなくてはならない。

(神奈川大学)

## 註

- 1) 第1巻～第5巻 平凡社 1984
- 2) 例えば黒田日出男『絵画史料の読み方』週刊朝日百科「日本の歴史」別冊「歴史の読み方」朝日新聞社 1988

- 藤原良章・五味文彦編『絵巻に中世を読む』吉川弘文館 1995
- 藤原良章「絵画史料論」『岩波講座 日本通史』別巻3 史料論 岩波書店 1995
- 3) 1990年に「考古学と中世史研究」、その後「都市と商人職人像」「村の墓・都市の墓」「中世資料論」「『中世』から『近世』へ」等のテーマで毎年開催され、その報告集は名著出版から刊行されている。
- 4) 『月刊歴史手帖』14-3、1986年が「神奈川六浦と上行寺東遺跡」と題する特集を、『三浦古文化』40号、1986年が「中世の六浦特集」を行っている。
- 5) 石井進・網野編『中世の都市と墳墓』日本エディタースクール出版部 1988
- 6) 鎌倉考古学研究所編『中世都市鎌倉を掘る』日本エディタースクール出版部 1994 参照
- 7) 平泉文化研究会編『奥州藤原氏と柳之御所跡』吉川弘文館 1992
- 8) 拙稿「史料学の発展のために」『記録と史料』4号、1993、同上「資料学の課題と展望」『記録と史料』6号、1995、同上「史料論の課題と展望」『岩波講座日本通史』別巻3 (前掲)
- 9) 国立歴史民俗博物館編『中世都市十三湊と安藤氏』新人物往来社 1994
- 10) 中世都市研究1『都市空間』新人物往来社 1994 同2『古代から中世へ』同上 1995
- 11) 奥能登時国家の調査はその1例である。この点の詳細は、神奈川大学日本常民文化研究所奥能登調査研究会編『奥能登と時国家』研究編1 平凡社 1994、調査報告編2 同上 1995、調査報告編1 同上 1996
- 12) 木村茂光『日本古代・中世畠作史の研究』校倉書房 1992 第1部第2章「日本古代の「株」について」
- 13) 拙著『日本中世の非農業民と天皇』岩波書店 1984 第1部第1章3「栗栖と供御人」の項
- 14) 木村氏の指摘する通り、「林」は「公私共利」ではないが、「林」に人の手が加わっているのに対し、より自然な栗の密生地を示すと見られる「栗栖」もすでに特定の人と結びついている。
- 15) 『高野山文書』又続宝簡集78 (仲村研編『紀伊国阿弋河荘史料』1 吉川弘文館 1976年 193号)
- 16) 『壬生家文書』1224号
- 17) 「高野山御影堂文書」(瀬野精一郎編『備後国大田荘史料』1 吉川弘文館 1986年 5号)
- 18) 「光明寺古文書」
- 19) 「東寺百合文書」や函4号
- 20) 註13) 前掲『紀伊国阿弋河荘史料』1 54号
- 21) 「田所文書」
- 22) 「東寺百合文書」ク函 24号
- 23) 例えば『教王護国寺文書』巻2 634号

- 24) 註13) 拙著
- 25) 同上、第2部第6章
- 26) 『律令』日本思想体系3 岩波書店 1976、田令 補註16a
- 27) 『類聚三代格』
- 28) 同上
- 29) 「宝生院文書」
- 30) 「宮内庁書陵部所蔵文書」
- 31) 「華頂要略」
- 32) 註15) 前掲『紀伊国阿弋河莊史料』1 53号
- 33) 「東寺百合文書」ク函6号
- 34) 同上 ク函13号, 14号, 15号
- 35) 「新渡戸文書」
- 36) 同上
- 37) 註17) 前掲『備後国大田莊史料』1 39号
- 38) 註16) 前掲文書
- 39) 「金峯神社文書」
- 40) 「金沢文庫文書」
- 41) 「東寺百合文書」ク函24号
- 42) 「東寺百合文書」け函の最勝光院方評定引付にその記事が多い。例えばその永正2年6月24日、7月22日条には、漆を「漆師所持之大升」で支配している。
- 43) 「尊経閣古文書纂」
- 44) 「興福寺維摩会料不足米并餅等定紙背文書」(『鎌倉遺文』20-14822)
- 45) 「内閣文庫蔵大乘院文書供養參宮記」(同右27-20554)
- 46) 「香取旧大禰宣家文書」
- 47) 「千家文書」
- 48) 「仁和寺文書」
- 49) 「内閣文庫蔵大乘院文書」
- 50) 「東寺百合文書」シ函4号
- 51) 同右、ク函11号
- 52) 同右、ク函24号
- 53) 「壬生家文書」
- 54) 拙稿「中世における紙の生産と流通」『美濃紙』木耳社、1983  
同上「中世の製塩と塩の流通」「古代・中世・近世初期の漁務と海産物の流通」『講座・日本

技術の社会史』第2巻 塩業・漁業 日本評論社 1985

55) 石母田正『中世的世界の形成』岩波文庫版 1985 124頁

56) 紀伊国阿弋河荘はまさしくそうした荘園であった。

57) 例えば、林業、炭焼き等についても、こうした協力すべき研究分野の1つということができる。